年數	日給	一ヶ年ニ對スル回數	一回ニ對スル金額
一	一八〇	二	八系以上
二	一九六	二	八系以上
三	二一二	二	八系以上
四	二二八	一	〇系以上
五	二三八	一	〇系以上
六	二四八	一	〇系以上
七	二五八	一	〇系以上
八	二六八	一	八系以上
九	二七六	一	八系以上
十	二八四	一	八系以上

一ヶ年ニ八回以上累給ノコト

見習工ノ併給

年令	日給
一六	七五
一七	九〇
一八	一〇〇
一九	一四〇
二〇	一八〇

退職手当支給ノ件

一年以上二年未満	二ヶ年未満	二十日分
二ヶ年以上三ヶ年未満	三ヶ年未満	四十日分
三ヶ年以上四ヶ年未満	四ヶ年未満	六十一日分
四ヶ年以上五ヶ年未満	五ヶ年未満	八十六日分
五ヶ年以上六ヶ年未満	六ヶ年未満	百五十日分
六ヶ年以上七ヶ年未満	七ヶ年未満	百四十八日分
七ヶ年以上八ヶ年未満	八ヶ年未満	百八十二日分
八ヶ年以上九ヶ年未満	九ヶ年未満	二百二十日分
九ヶ年以上十ヶ年未満	十ヶ年未満	二百六十一日分
十ヶ年以上十一ヶ年未満	十一ヶ年未満	二百五十日分
十一ヶ年以上十二ヶ年未満	十二ヶ年未満	三百五十二日分